

令和2年度 南越清掃組合ごみ処理実施計画

令和2年4月



目次

1	基本事項.....	1
	（1）計画の目的.....	1
	（2）関連計画.....	1
	（3）計画区域.....	2
	（4）実施期間.....	2
	（5）廃棄物の区分と種類.....	2
	（6）ごみ処理の基本体系.....	2
	（7）ごみ処理施設.....	6
	（8）ごみ処理施設再整備基本計画.....	8
2	排出抑制計画.....	8
	（1）排出抑制のための施策.....	8
	（2）構成市町が実施主体となる施策.....	9
	（3）南越清掃組合が実施主体となる施策.....	10
	（4）人口及びごみ量の推計.....	11
	（5）ごみの種別ごとの組合搬入量の推計.....	13
3	収集・運搬計画.....	14
	（1）ごみの収集・処理主体.....	14
	（2）ごみの分別区分.....	15
	（3）ごみの収集頻度.....	18
	（4）ごみの収集方法.....	20
	（5）ごみステーション.....	22
	（6）収集運搬の委託・許可及び処分の許可.....	22
	（7）収集・運搬のための施策.....	23
4	中間処理計画.....	27
	（1）ごみの種類別の処理方法.....	27
	（2）中間処理のための施策.....	28
	（3）中間処理量の推計.....	28
5	資源化計画.....	29
	（1）資源化のための施策.....	29
	（2）集団回収量の推計.....	29
	（3）資源化量の推計.....	30
6	最終処分計画.....	30
	（1）最終処分のための施策.....	30
	（2）最終処分量の推計.....	31
7	生活排水処理実施計画.....	31
	（1）生活排水処理計画対象.....	31

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画.....	31
(3) し尿処理施設の整備計画	32
8 環境保全.....	33
(1) 生活環境影響事後調査概要	33
(2) 生活環境影響調査の環境保全対策	33
(ア) 大気質の環境保全対策	33
(イ) 騒音の環境保全対策.....	33
(ウ) 振動の環境保全対策.....	34
(エ) 悪臭の環境保全対策.....	35
(オ) 水質の環境保全対策.....	35
(カ) 土壌の環境保全対策.....	36
(キ) 景観の環境保全対策.....	36
(ク) 日照阻害の環境保全対策	37
9 監視	38
(1) 排ガスの常時監視.....	38
(2) 排ガスの常時監視（改正大気汚染防止法）	38
(3) 排ガス測定の公表等	38
(4) 排ガスの常時監視と公民館への設置を検討.....	39
(5) 土中ダイオキシンの定時監視.....	39
(6) 大気質の定時監視の検討	39
(7) 展開検査などへの立会い	40
(8) 放射能の測定と地元住民の立会い	40
10 運営.....	41
(1) 安全対策要綱等.....	41
(2) マネジメント認証（KES マネジメント）	41
(3) 運営形態の変更と地元自治会との協議	41
11 計画の策定体制	42
12 運營業務の実施について.....	42
13 改訂履歴	43
脚注	44

1 基本事項

(1) 計画の目的

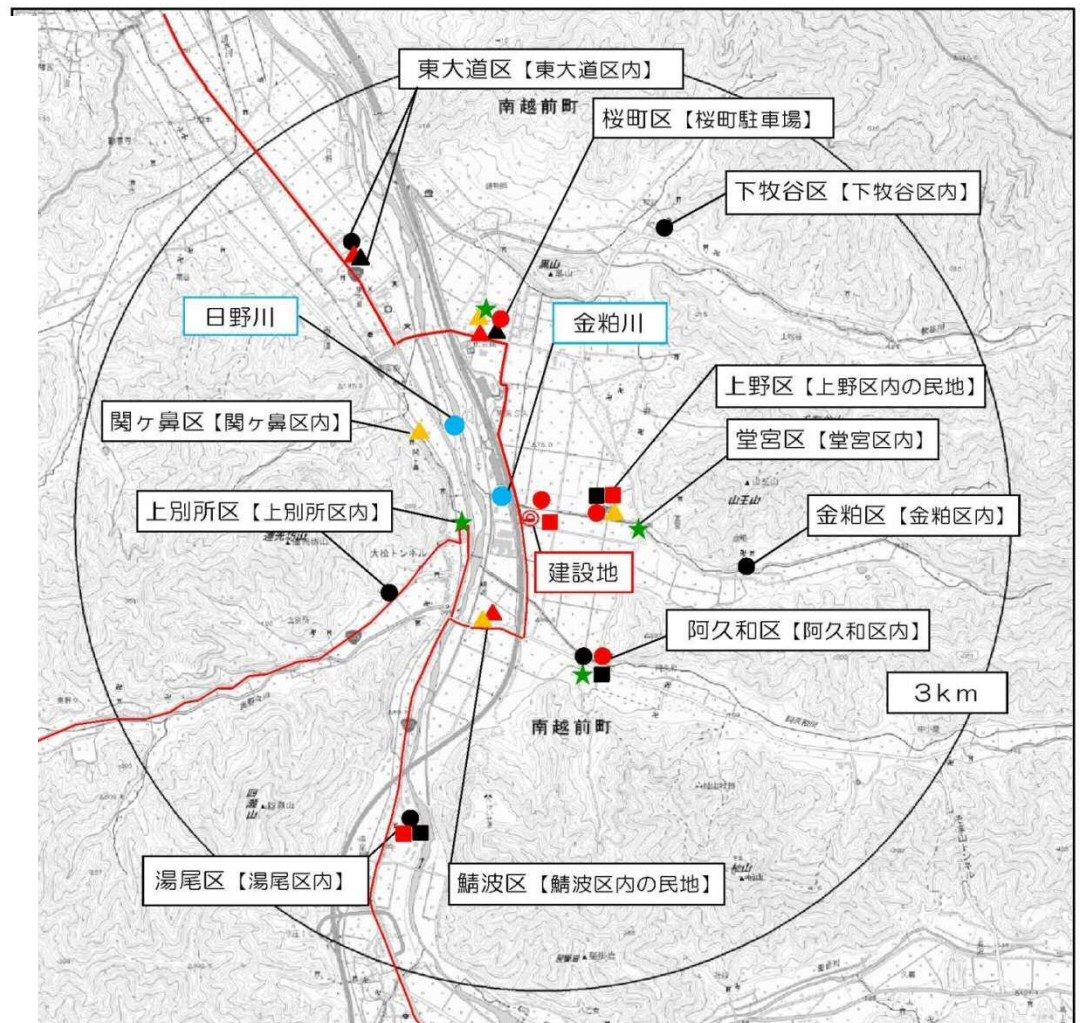
本計画は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項¹の規定に基づく「南越清掃組合一般廃棄物処理基本計画」及び容器包装リサイクル法第8条²の規定に基づく「南越清掃組合分別収集計画」に沿って、令和2年度のごみ収集・処理を実施するに当たり必要な計画を定める。

(2) 関連計画

- ・一般廃棄物処理基本計画 平成23年度から令和2年度（10年間）
- ・組合分別収集計画 令和2年度から令和6年度（5年間）
- ・生活環境影響調査 平成26年度から平成27年度実施、令和4年度実施予定
新ごみ処理施設が周辺の生活環境（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、景観、日照障害）にどのような影響を及ぼすのかについて「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）等に基づいて実施した調査のあらましをまとめた。

凡 例

- ◎：建設地
- ：調査対象地域
計画施設から3km
- ：地上気象調査地点
- ▲：大気質調査地点
(沿道)
- ：大気質調査地点
(一般環境)
- ▲：騒音振動交通量調査
地点(沿道)
- ：騒音振動調査地点
(一般環境)
- ：悪臭調査地点
- ：水質調査地点
- ▲：土壌調査地点
- ★：景観調査地点
- ：廃棄物運搬車両
走行ルート



- ・南越清掃組合粗大ごみ処理施設（焼却炉併設）・最終処分場にかかる公害防止協定書
(白山、坂口地区) 平成11年11月15日締結

南越清掃組合粗大ごみ処理施設（焼却炉併設）にかかる公害防止協定書
（広瀬町）平成 9 年 1 2 月 2 6 日締結

- ・南越清掃組合ごみ焼却施設にかかる公害防止協定書
（上野、鯖波、阿久和区）平成 2 8 年 8 月 1 2 日締結
- ・武生簡易裁判所 平成 2 9 年（ノ）第 2 号、令和元年（ノ）第 1 3 号
ごみ処理施設建設差止調停事件調停調書 令和元年 7 月 2 4 日調停成立
- ・南越清掃組合ごみ焼却施設にかかる公害防止協定書
（堂宮区）令和元年 1 0 月 2 8 日締結
- ・南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業

当事業は、P P P 案件における多様な事業執行方式のひとつ D B O 方式（公設民営）を採用している。また、当事業は、地域住民とのパートナーシップ関係（Public-Private Partnership People）を構築し、組合組織を横断して全体最適化をはかるものである。

建設工事 平成 2 9 年 9 月 3 0 日から令和 3 年 3 月 3 1 日（4 年間）

運営業務委託 令和 3 年 4 月 1 日から令和 2 3 年 3 月 3 1 日（2 0 年間）

（３）計画区域

本計画の対象区域は、越前市・南越前町・池田町の行政区域全般とする。

（４）実施期間

本計画の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

（５）廃棄物の区分と種類

本計画において本組合が処理する廃棄物は、組合管内で発生する一般廃棄物で、一般家庭の日常生活から発生する「家庭系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

なお、新ごみ処理施設稼働に伴う、「ごみの出し方」の変更について、廃棄物減量等推進審議会は答申を行い、汚れが付着し洗浄が困難なプラスチック製容器包装など 3 品目は、「燃やせるごみ」として収集することとした。

（６）ごみ処理の基本体系

本組合のごみ処理は、次のごみ処理フロー図（図－１）を基本として行う。

管外から廃棄物を第 1 清掃センターに持ち込まない。

ただし、災害等緊急性があり、当該被災自治体において他に適切な処理地を探すことが著しく困難であるなど特別の必要があることを、公害防止協定を締結した地元自治会に説明し、地元自治会の同意を得た場合には、この限りでない。

【令和元年 7 月 2 4 日調停調書 2－（2）】

	令和元年度	令和 2 年度
管外から廃棄物を持ち込まない	実施	実施予定

地元自治会の同意の有無に関わらず、東日本大震災の原発事故によって汚染された廃棄物を始めとして、原子力事故によって汚染された管外からの廃棄物を第 1 清掃センターに持ち込まない。

【令和元年 7 月 2 4 日調停調書 2－（3）】

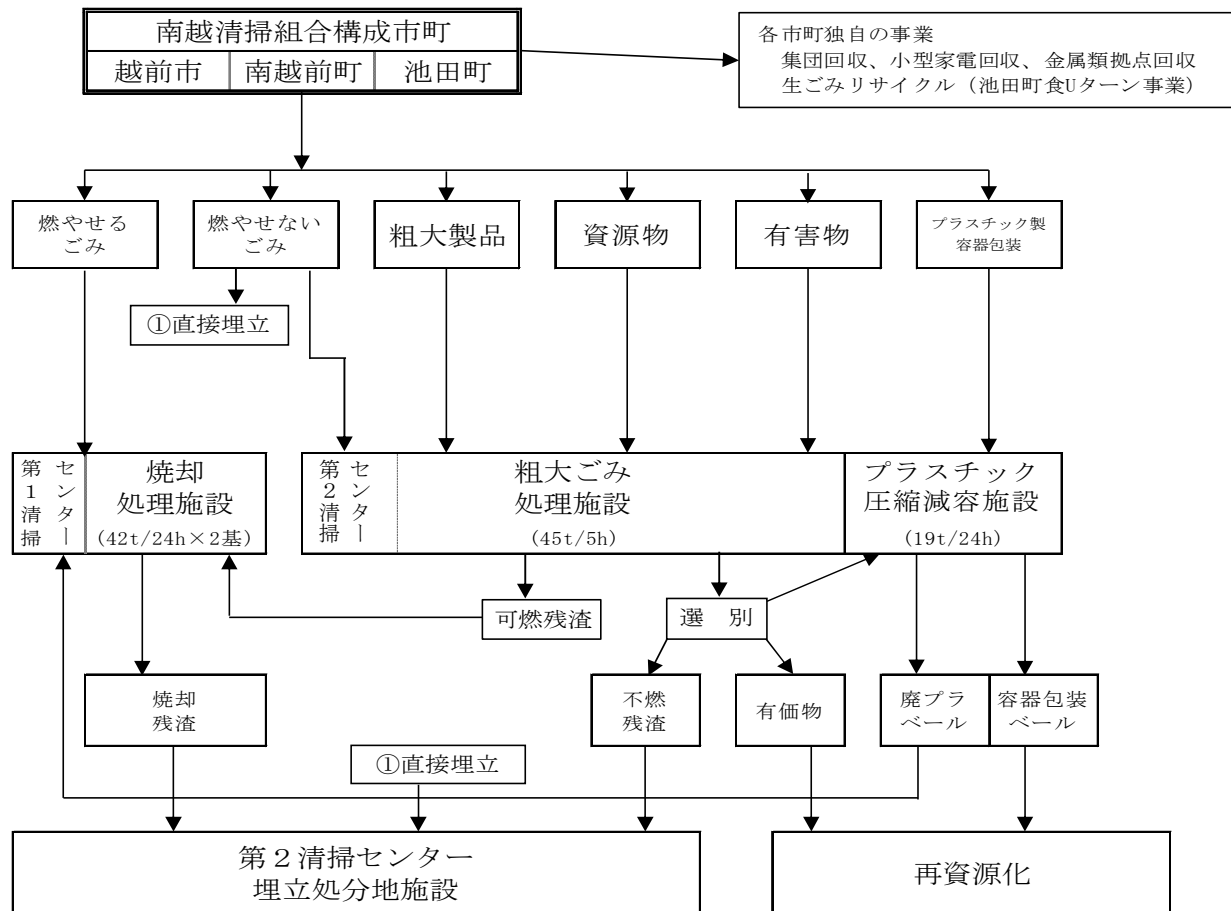
	令和元年度	令和２年度
管外から廃棄物を持ち込まない	実施	実施予定

原子力事故等によって汚染された管内の廃棄物を第１清掃センターに持ち込もうとする場合、搬入見込み量、搬入時の一般的な科学的知見に照らして安全に十分配慮した基準線量、線量の測定方法などを地元自治会に十分に説明し、必要な条件を設定した上で、地元自治会の同意を得なければならない。

【令和元年７月２４日調停調書２－（４）】

	令和元年度	令和２年度
管外から廃棄物を持ち込まない	実施	実施予定

図－１　ごみ処理フロー図

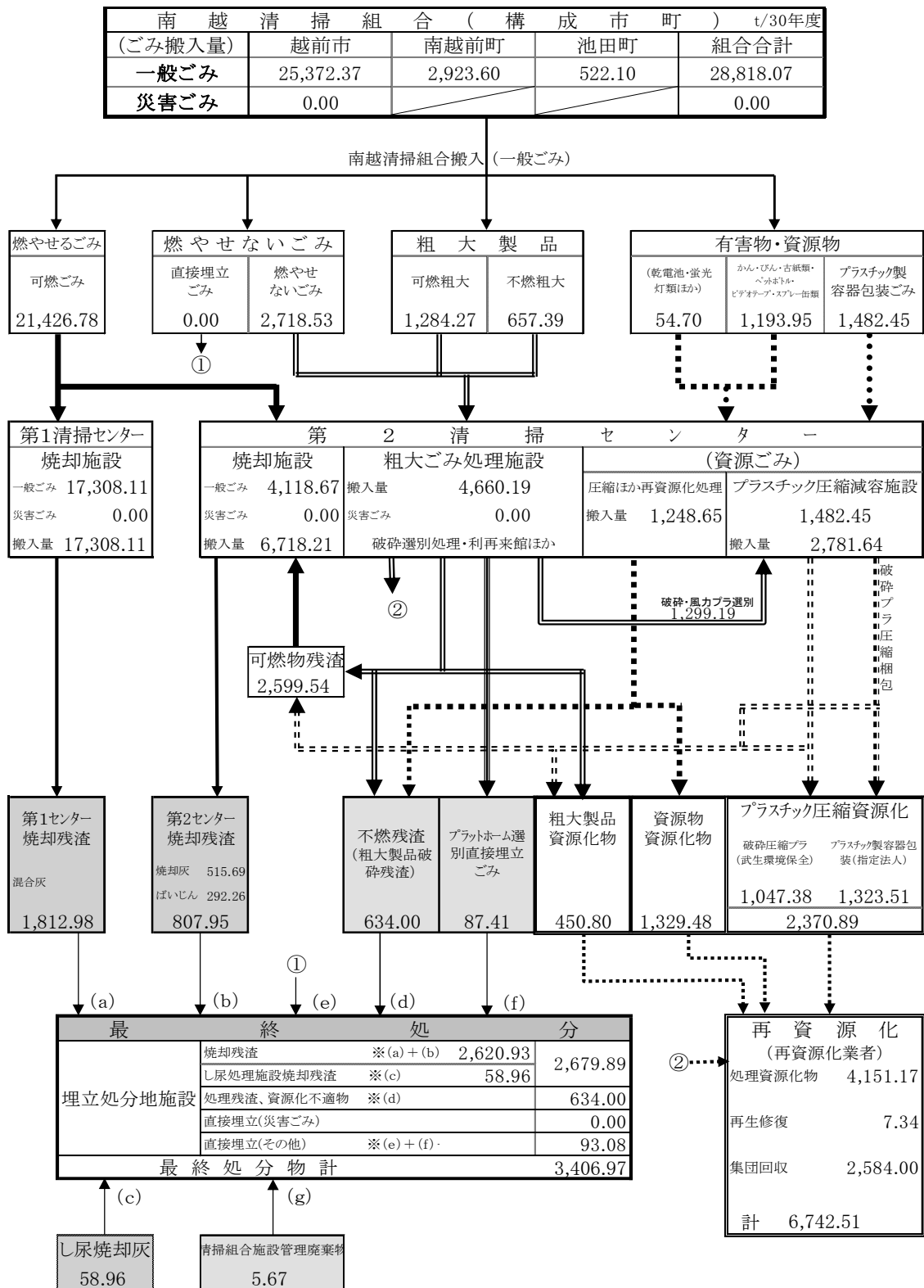


※1：資源物とは、空き缶・空き瓶・ペットボトル・スプレー缶をいう。

※2：有害物とは、乾電池・蛍光灯、ライター、水銀式体温計をいう。

平成30年度のごみ処理実績フローを図-2に示す。

図-2 平成30年度ごみ処理実績フロー



（７）ごみ処理施設

本計画に基づき一般廃棄物を処理する施設は、次に掲げるとおりとする。

① 焼却施設

施設名	第１清掃センターごみ焼却施設
所在地	越前市北府一丁目３－２０
稼働年月	昭和５９年１０月
炉型式	ストーカ式連続炉
処理能力	７５ｔ／２４Ｈ×２基
処理対象	家庭系・事業系の燃やせるごみ
直接搬入	有料で受入

施設名	第１清掃センターごみ焼却施設
所在地	南条郡南越前町上野第８５号３９番地
稼働年月	令和３年１月
炉型式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	８４ｔ／日（４２ｔ／２４時間×２系列）
処理対象	燃やせるごみ（廃プラスチック類、カセットテープを含む） 粗大製品可燃残渣（布団、畳、カーペット類）
直接搬入	有料で受入

施設名	第２清掃センターごみ焼却施設
所在地	越前市勾当原町８６－２８
稼働年月	平成９年９月
炉型式	ストーカ式バッチ燃焼式
処理能力	３０ｔ／８Ｈ×１基
処理対象	家庭系・事業系の燃やせるごみ 粗大ごみ処理施設から発生する可燃残渣
直接搬入	有料で受入

②粗大ごみ処理施設

施設名	第２清掃センター粗大ごみ処理施設
所在地	越前市勾当原町第８６号２８番地
稼働年月	平成９年９月

施設規模	4 5 t / 5 h
施設内容	往復切断機・二軸せん断破碎機・乾式高速回転式破碎機 選別・圧縮処理施設・保管施設
処理方式	(缶・金属類) 機械自動選別・圧縮 (びん) 手選別・保管 (粗大製品) 破碎・切断・風力選別 (ペットボトル) 保管
処理対象	資源物・粗大製品・燃やせないごみ
直接搬入	有料で受入

③資源化施設

施設名	第2清掃センタープラスチック圧縮減容施設
所在地	越前市勾当原町第86号28番地
稼働年月	平成17年11月
施設規模	19 t / 日
処理方式	手選別・圧縮・梱包・保管処理
処理対象	プラスチック製容器包装 粗大ごみ処理施設から発生する破碎プラスチック残渣
直接搬入	粗大ごみ処理施設において有料で受入

④リサイクル普及啓蒙施設

施設名	第2清掃センター利再来館
所在地	越前市勾当原町第86号28番地
稼働年月	平成9年9月
施設内容	再利用品の展示及び修理

⑤最終処分施設

施設名		第2清掃センター埋立処分地施設
所在地		越前市勾当原町第86号28番地
埋立処分の期間		平成17年7月から概ね38年
埋立面積		19,000 m ²
埋立容量		156,000 m ³
残余容量		78,000 m ³
埋立方式		サンドイッチ・セル併用埋立方式（準好気性埋立）
理 施 設 浸 出 水 処	処理方式	カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋ろ過＋高度処理
	処理能力	120 m ³ /日

	放流水 自主規制値	PH 5.8以上8.6以下 ダイオキシン類 1pg-TEG/ℓ BOD 10mg/ℓ 大腸菌群数 1,000個/cc COD 10mg/ℓ カルシウム 100mg/ℓ SS 10mg/ℓ 重金属 排水基準 T-N 10mg/ℓ
処理対象	焼却残渣及び粗大こみ処理施設から発生する不燃残渣	

(8) ごみ処理施設再整備基本計画³

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①再整備基本計画策定業務	←→						
②再整備工事発注図書作成業務		←→					
③環境調査			←→	←→		←→	
④除染作業・解体撤去工事			←→	←→			
⑤ストックヤード整備工事					◆		
⑥災害廃棄物(二次)仮置場整備					◆		
⑦汚泥前処理施設整備工事			←→	←→	←→		
⑧し尿処理施設解体撤去工事						←→	

2 排出抑制計画

(1) 排出抑制のための施策

ごみ減量化目標を達成するためには、住民・事業者及び行政が、それぞれの立場で排出抑制策を実践することが重要である。このことから、本組合、構成市町が連携・協力しながら以下に示す施策を推進する。

①家庭系ごみ対策

家庭系ごみの収集は無料としている。ただし、持ち込まれるごみについては事業系ごみと同様に量に応じて手数料を徴収している。

本組合では、家庭系ごみの排出量は、住民の協力により他市町と比較しても少ない状況であるため、現時点では有料化を行う状況ではないと判断している。

しかしながら、ごみの有料化は次のような利点があると言われているので、一般廃棄物処理基本計画年度（令和2年度）の減量目標の達成が困難となる恐れがある場合は、廃棄物減量等推進審議会において検討する。

(ア) ごみの発生抑制及びごみ減量に寄与する。

(イ) ごみに対する住民意識が向上するため、分別協力やリサイクル率が高くなる。

(ウ) ごみをたくさん出す人と減量に心がける人との排出者間の不公平の是正につながる。

(エ) 排出抑制は、ごみ収集及び処理費の軽減につながる。

(オ) 焼却施設の施設規模を小さくすることが可能となる。

②事業系ごみ対策

現在、本組合では、持込まれるごみの量に応じて持込み手数料（自己搬入処理手数料）を徴収している。特に、事業系ごみはごみ量増加の主要因であり、排出量抑制のため必要に応じて手数料の見直しを検討する。

③利再来館の充実

再生工房室を活用し、粗大製品として排出された家具等の修理・清掃を実施し再利用を促すため、いろいろな場所で展示し、廃棄物の再利用・リサイクルの啓発につなげる。

④剪定枝等の有効利用策の推進

剪定枝は、造園業者を中心に年間600トン程度が本組合に持込まれ焼却している。

剪定枝は、管内の民間施設において資源化することが可能であることから、造園業者を中心に、民間施設を活用した剪定枝等の資源化を周知、啓発することにより廃棄物の減量化を推進する。

⑤環境学習の推進

小学校の社会科見学での施設見学や小学4年生向け副読本「ゴミと住みよい暮らし」の配布を通じて、ごみの減量及び分別、資源化の大切さについて啓発を行う。

（２）構成市町が実施主体となる施策

取組の 方向性	取組の名称	取組の内容	実施主体
3Rの 推進	ごみの分別の普及・促進	分かりやすいごみの分別ポスターを作成・配付し周知を図る。 また、様々なメディアを通じて、ごみの分別に対する情報提供を行い啓発を図る。	構成市町
	食べきり運動の推進	飲食店での食べ残しや家庭での食材の買い過ぎ、料理の作り過ぎなどによる食品ロスを削減するため食べきり運動を推進し、生ごみの発生抑制を図る。	構成市町
	生ごみの堆肥化	生ごみ堆肥化(食Uターン)事業を継続し、生ごみの排出抑制とリサイクルを推進する。	池田町
		ダンボールコンポストの出前講座などを通じて、家庭での生ごみ堆肥化を推進する。	越前市 南越前町
	生ごみの処理機等の購入助成	生ごみ処理器の購入助成を行い、各家庭での生ごみの減量化、堆肥としてのリサイクルを推進する。	越前市
	古紙・古布類の集団回収の推進	住民団体及び収集業者が実施する集団回収の回収量に応じた奨励金の交付により古紙・古布類のリサイクルを推進する。	構成市町
	雑がみの分別・資源化の推進	お菓子やティッシュの箱、包装紙やパンフレットなどの雑がみの分別・資源化の啓発を行う。	構成市町

	事業系ごみの排出抑制対策	事業系ごみ発生量抑制を図り、分別収集を進めて資源化を促進する。	構成市町
	金属類・電気製品の拠点回収	金属類や家庭用電気機器の拠点回収を定期的実施し、有用な金属のリサイクルを推進する。	構成市町
	小型家電リサイクルの推進	公民館などの身近な場所に回収ボックスを設置し、電子機器などの小型家電の分別回収を行いリサイクルを推進する。	構成市町
	廃油の回収	家庭や飲食店から破棄される廃油を回収し、バイオディーゼル燃料として再生し再利用することで、廃棄物の減量化を図る。	池田町
	エコポイント活動の展開	家庭のエコ活動と地域の商工業者・行政が一体となり、環境にやさしい行動をポイントという目に見える形で行動者に還元させるエコポイント活動を展開することで、環境と経済の相乗効果を発揮し、ごみ減量化をリサイクルの推進を図る。	池田町
	空きかん・ペットボトル自動回収機の設置	空きかん・ペットボトル回収機の設置し、エコポイントを発行し行動者へ還元しリサイクルの促進を図る。	池田町
廃棄物の適正処理	不法投棄防止活動の推進	定期パトロールの実施や監視カメラの設置による監視体制の強化、不法投棄防止看板の設置などを推進する。また、県や警察との合同パトロールの実施などにより不法投棄防止を推進する。	構成市町
	ごみステーション整備事業の推進	ごみステーションの新規設置や更新・修繕に対し、経費の助成を行い地域住民の生活環境の充実とごみ収集の円滑化を図る。	南越前町 池田町
環境教育 環境行動	出前講座の実施	環境出前講座を開催し、外国籍市民を含めた市民や事業者に対し、ごみの正しい分別や生ごみの水切り、買い物袋の持参、詰め替え製品の推奨などの排出抑制、店頭回収及びリターナブルびんの回収などのリサイクルに関する啓発を行う。	構成市町
	住民リーダーの育成	ごみ減量化リサイクル推進員研修会などを通して、住民リーダーを育成し、地域におけるごみの分別、減量化や資源化の意識啓発を推進する。	構成市町
	環境学習の推進	環境学習会の開催や、環境学習イベント、指導者の派遣制度についての情報を市民に提供し環境学習の推進を図る。	構成市町
	行政、市民、事業者の協働の推進	環境に関する情報の発信や、市民・事業者と協働で取り組んでいくためのネットワークを築くためにイベントや講座を開催する。	構成市町
	外国籍市民のごみ分別等の意識啓発	増加する外国籍市民に対し、外国語での案内チラシの作成・配付や出前講座などでのごみ分別等の周知を図る。	越前市

(3) 南越清掃組合が実施主体となる施策

3 Rの推進	意見交換	第1 清掃センターにおいて焼却するごみを減量するべく、ごみ発生量の減量化及びごみの再資源化について、管内の意見交換を	南越清掃組合
--------	------	--	--------

		行う。	
	調査・研究	引き続き、法制度、処理技術及び経済情勢の変化並びにバイオマスメタン発酵施設など他施設の実情について積極的に情報収集し、少なくとも2年に1回、調査及び検討の状況を公表する。	南越清掃組合

【令和元年7月24日調停調書4－（2）】

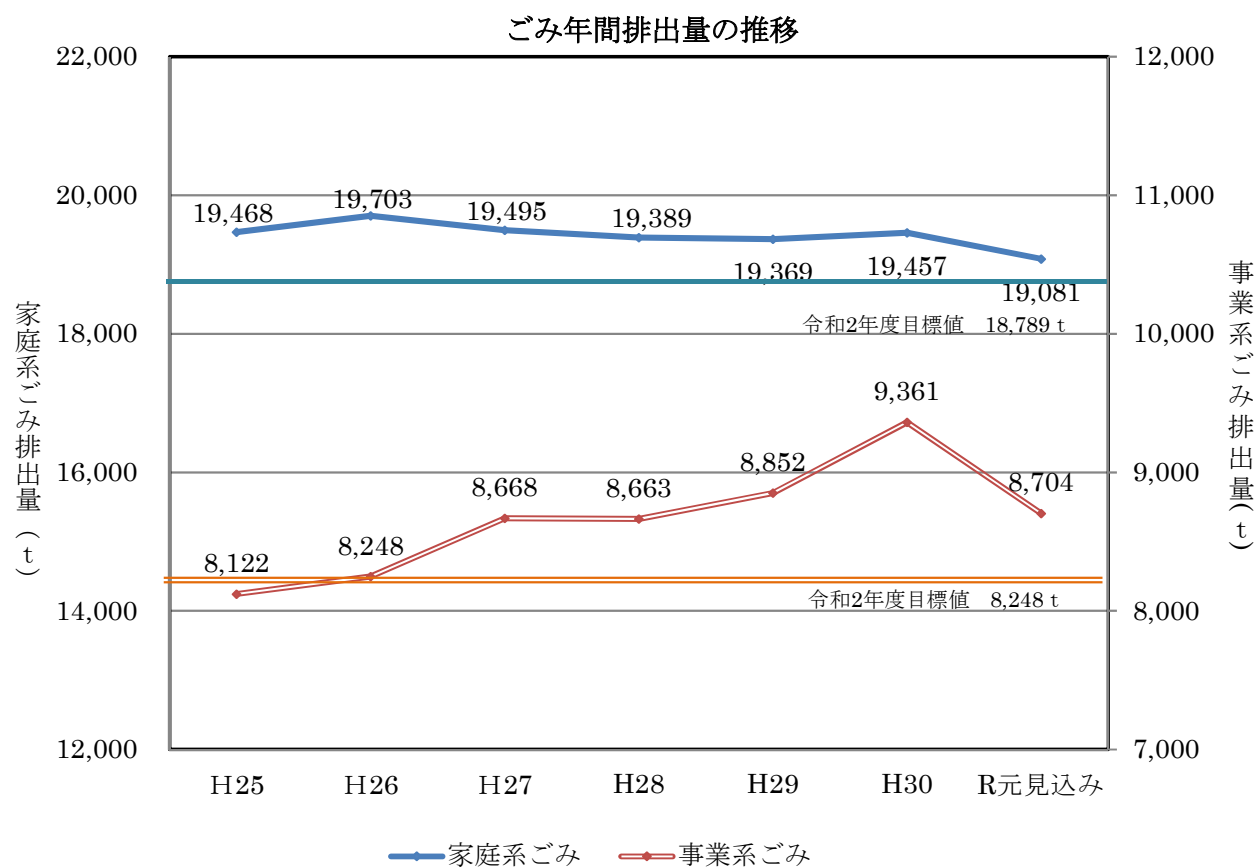
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
意見交換の実施	越前市	実施	実施	実施
	南越前町	実施	実施	実施
	池田町	実施	実施	実施

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調査・研究の実施	実施	実施	実施・公表

(4) 人口及びごみ量の推計

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 推計値	平成30年度比	令和2年度 目標値(推計値) ⁴
人口 (人)	95,932	95,499	-433	(93,175)
ごみ排出量 (t)	28,818	27,785	-1,033	(27,037)
家庭系ごみ	19,457	19,081	-376	(18,789)
事業系ごみ	9,361	8,704	-657	8,248
⁵ 家庭系ごみ1人1日 当りの排出量 (g/処理人口・365日)	555	547	-8	552.5
集団回収量 (t)	2,585	2,497	-88	(3,251)
1人1日当り「集団回収」 (g/処理人口・365日)	73	71	-2	(95)
1日当り「事業系ごみ」 (t/日)	25.6	23.8	-1.8	(22)

ごみ排出量+集団回収量	31,403	30,282	-1,121	(30,288)
1人1日当り「ごみ総量」 (g/処理人口・365日)	896	868	-28	(890)



(5) ごみの種別ごとの組合搬入量の推計

単位:t

一般ごみ区分		年度 種別	平成 30 年度実績	令和元年度見込	平成 30 年度比	令和 2 年度 推計値
組合搬入 ごみ量	可燃ごみ	燃やせるごみ	21,426	20,454	-972	20,282
	不燃ごみ	燃やせないごみ	2,718	2,724	6	2,467
		直接埋立ごみ	0	1	1	2
	粗大製品	可燃粗大	1,284	1,251	-33	1,049
		不燃粗大	657	649	-8	596
	資源化 物	有害物	54	56	2	56
		プラスチック製 容器包装	1,482	1,445	-37	1,340
		あきかん	283	285	2	328
		あきびん	642	645	3	676
		ペットボトル	225	234	9	200
		ボンベ類	41	39	-2	46
	合計		28,818	27,783	-1,035	27,037
別のごみ量 家庭・事業系	家庭系ごみ ⁶		19,457	19,081	-376	18,789
	事業系ごみ ⁷		9,361	8,704	-657	8,248
	合計		28,818	27,785	-1,033	27,037

3 収集・運搬計画

(1) ごみの収集・処理主体

ごみの収集方法は、委託による収集、許可業者による収集、自己搬入とする。ごみ種別ごとの収集処理主体を表－1、表－2に示す。

表－1 家庭系ごみの収集・処理主体

ごみの種類			収集主体		処理主体	
収集 ごみ	燃やせるごみ		組合（委託）		組合（第1清掃センター）	
	燃やせないごみ		組合（委託）		組合（第2清掃センター）	
	スプレー缶		組合（委託）		組合（第2清掃センター）	
	粗大製品（可燃・不燃）		組合（委託）		組合（第2清掃センター）	
	有害物（蛍光灯、ライター、乾電池、水銀式体温計等）		組合（委託）		組合（第2清掃センター）	
	プラスチック製容器包装		組合（委託）		組合（第2清掃センター）	
	空きかん		組合（委託）		組合（第2清掃センター）	
	空きびん（透明・茶・その他）		組合（委託）		組合（第2清掃センター）	
	ペットボトル		組合（委託）		組合（第2清掃センター）	
資源 化 物	古紙類		集団回収団体		資源回収業者	
	牛乳パック、白色トレイ		排出者		販売店、スーパー等の店頭回収	
	その他有価物（携帯電話、金属、パソコン、小型家電等）		排出者・メーカー 構成市町 ⁸		販売店、処理業者、メーカー 組合（第2清掃センター）	
持ち 込 み 可 能 ご み	直接埋立ごみ		排出者・許可業者		組合（第2清掃センター）	
	自己搬入または 許可収集	引越し時等の多量ごみ	排出者・許可業者		組合（第2清掃センター）、処理業者	
		剪定枝、除草	排出者・許可業者		組合（第1清掃センター）、処理業者	
	適正処理困難物 ⁹	廃タイヤ、バッテリー スプリングマットレス	排出者・許可業者		組合（第2清掃センター） 処理業者、販売店	
処 理 で き な い ご み	農機具用品類、薬品、各種オイル類		排出者		農協、販売店、廃棄物処理業者	
	プロパンガスボンベ、消火器、バイク等		排出者		販売店	
	家電リサイクル 製品	冷蔵庫（冷凍庫含む）、 テレビ（液晶、プラズマ含む）、 洗濯機、衣類乾燥機、 エアコン	排出者	許可業者	販売店	許可業者

表－２ 事業系ごみの収集・処理主体

ごみの種類	収集主体	処理主体
燃やせるごみ	排出者・許可業者	組合（第１清掃センター）
燃やせないごみ	排出者・許可業者	組合（第２清掃センター）
スプレー缶	排出者・許可業者	組合（第２清掃センター）
粗大製品（可燃・不燃）	排出者・許可業者	組合（第２清掃センター）
有害物（蛍光灯、ライター、乾電池等）	排出者・許可業者	組合（第２清掃センター）
プラスチック製容器包装	排出者・許可業者	組合（第２清掃センター）
空きかん	排出者・許可業者	組合（第２清掃センター）
空きびん	排出者・許可業者	組合（第２清掃センター）
ペットボトル	排出者・許可業者	組合（第２清掃センター）

（２）ごみの分別区分

原則として、現在のごみの分別区分を前提として焼却炉等を設計したことを確認し、今後も、地元住民（管内（南越前町、越前市及び池田町の区域をいう。）に住所、事業所、通勤・通学先及び不動産を有する者をいう。以下同じ。）によって適切な分別が行われるように周知徹底する。

【令和元年７月２４日調停調書２－（１）】

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
周知徹底の実施	実施	実施	実施予定

本組合管内におけるごみの分別区分を表－３に示す。本組合では５種１１分別を実施しており、そのうち９品目（空きびんの色分別を入れると１１品目）について分別収集を行っている。なお、池田町では「食Ｕターン事業」に伴い、生ごみを分別収集している。

表－３ ごみの分別区分（令和３年１月以降）

ごみの種類		例 示
燃やせるごみ		・台所ごみ（食用油は新聞紙等にしみこませる） 再生できない紙くず類、貝殻、紙おむつ、生理用品 木くず・竹・少量の剪定くず等（５ｃｍ角、５０ｃｍまでの長さで束にするか指定袋に入れる） ・衣類（下着類、綿入り衣類、靴下、ストッキング、枕） （１ｍ以内に切断する） ・ぬいぐるみ（指定袋に入る大きさまで） ・在宅医療廃棄物（非感染性で鋭利でないものに限る） ・廃プラスチック類のうち汚れが付着し洗浄が困難な 「プラスチック製容器包装（プラマーク）」 「プラマーク以外のプラスチック製容器包装」 「ペットボトル（ＰＥＴマーク）」 ・ビデオテープ、カセットテープ
燃やせないごみ		・ガラス類（コップ、板・耐熱ガラス、化粧品のびん） ・家庭炊事用品（鍋、包丁、やかん、フライパン等） ・陶磁器類（茶碗、湯呑、花瓶等） ・傘、時計、鏡、ＤＶＤ等 ・ビニール系・プラスチック類（おもちゃ類、ＰＰバンド、ホース等） ・ゴム、皮革製品（靴、サンダル、スリッパ、カバン等）
粗大製品		・木製品類（木製家具、ソファ、テーブル、ふすま、こたつ等） ・寝具・畳・カーペット類（布団、毛布、座布団等） ・その他（大きなプラスチック製品・陶磁器類等）
有害物		・乾電池、ボタン電池、蛍光灯、水銀灯、電球（ＬＥＤ含む）、 体温計（電子体温計除く）、ライター、電子たばこ
資源物	プラスチック製 容器包装	・ポリ袋、ラップ類（レジ袋、菓子袋、包装ラップ） ・トレー類（惣菜のトレー、弁当の容器） ・パック、カップ類（カップめん等の容器、ゼリー・プリン等の容器、 卵のケース、豆腐の容器） ・発砲スチロール ・その他（ネット、緩衝材類、ペットボトルのふた・ラベル）

空きかん	・飲食物が入っていた缶（缶詰、清涼飲料水、酒類の缶、菓子の缶、ペット用缶詰等）
空きびん	・飲食物が入っていたびん（リターナブルびん類以外の清涼飲料水、食用油、一升瓶、割れたリターナブルびん等）
ペットボトル	・食料用（清涼飲料水、酒類などの容器） ・調味料用（醤油、みりん、料理酒等の容器、ソース容器は除く）
スプレー缶	・スプレー缶、カセットガスボンベ
古紙類	・新聞、段ボール、雑誌類、チラシ、紙製容器包装類、牛乳パック類(内面が白色のもの)
小型家電	・電気ヒゲ剃器、ドライヤー、アイロン、デジタルカメラ、小型ラジオ等
処理困難物	・タイヤ、バッテリー、スプリングマット
収集しないごみ	・農機具(トラクター、コンバイン等)、農業用廃ビニール・廃金属類、農薬のびん ・プロパンガス等ボンベ、消火器 ・廃油、各種オイル類、農薬等薬品類 ・レンガ、コンクリート片、漬物石等 ・ピアノ、仏壇、仏具、 ・家電リサイクル法対象家電製品 (エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機)

(3) ごみの収集頻度

<越前市・武生地区> 収集者：収集委託業者

燃やせるごみ	週2回	月・木コース 火・金コース のどちらか
燃やせないごみ	月2回	第2、第4の指定された曜日
プラスチック製容器包装	週1回	指定された曜日
資源物・有害物 ※1	月2回	第1、第3か第2、第4の指定された曜日
粗大製品	年1回	4月～11月 原則月曜日収集

<越前市・今立地区> 収集者：収集委託業者

燃やせるごみ	週2回	【栗田部、服間】月、木曜日【岡本、南中山】火、金曜
燃やせないごみ	月2回	【服間】月曜日 【南中山】火曜日 【岡本】木曜日 【栗田部】金曜日
プラスチック製容器包装	週1回	【全地区】毎週水曜日
資源物・有害物 ※1	月2回	第1、第3 【服間】：月、【南中山】：火 第1、第3 【岡本】：木、【栗田部】：金
粗大製品	年1回	4月～11月 原則月曜日収集

<南越前町・南条地区> 収集者：収集委託業者

燃やせるごみ	週2回	火、金曜日
燃やせないごみ	月2回	第1、第3 水曜日
プラスチック製容器包装	週1回	【全地区】毎週水曜日
資源物・有害物	月1回	【日野川西部】第1金曜日・【日野川東部】第3金曜日
粗大製品	年2回	5、10月の指定日

<南越前町・今庄地区> 収集者：収集委託業者

燃やせるごみ	週2回	【湯尾、宅良】月、木曜日 【今庄・鹿蒜・堺】火、金曜日
燃やせないごみ	月2回	【湯尾、宅良】第2、第4の金曜日 【今庄・鹿蒜・堺】第2、第4の水曜日
プラスチック製容器包装	週1回	【湯尾、宅良】水曜日 【今庄・鹿蒜・堺】月曜日
資源物・有害物	月2回	【湯尾、宅良】第1、第3の金曜日 1、2月は第3金曜日のみ 【今庄】第1、第3の水曜日 1、2月は第3水曜日のみ 【鹿蒜、堺】第2、第4水曜日 1、2月は第4水曜日のみ
粗大製品	年2回	5、10月の指定日

＜南越前町・河野地区＞ 収集者：収集委託業者

燃やせるごみ	週 2 又は 3 回	【大谷、赤萩、河野、今泉、甲楽城、糠】月、水、金曜日 【大良、桜団地、河内、具谷】月、金曜日
燃やせないごみ	月 2 回	【全地区】第 1、第 3 水曜日
プラスチック製容器包装	週 1 回	【全地区】毎週金曜日
資源物・有害物	月 2 回	【全地区】第 2、第 4 金曜日 ※1、2 月は第 2 金曜日のみ
粗大製品	年 2 回	6、10 月の指定日

＜池田町＞ 収集者：収集委託業者

燃やせるゴミ	週 1 回	水曜日
燃やせないごみ	月 2 回	【上池田】第 1、第 3 の木曜日【下池田】第 2、第 4 の木曜日
プラスチック製容器包装	週 1 回	【全地区】毎週火曜日
資源物 ¹⁰ ・有害物	月 2 回	【上池田】第 2、第 4 の木曜日 1、2 月は休止 【下池田】第 1、第 3 の木曜日 1、2 月は休止
粗大製品	年 2 回	6～7 月、10～11 月の指定日

（４）ごみの収集方法

収集方法を表－４及び表－５に示す。「定期収集」は無料、「直接搬入」・「許可収集」は有料で収集処理する。

ごみの収集については、一般的な家庭が通常の生活を営むことによって排出されるごみを対象とする。引越、側溝の清掃、日曜大工など特別の事情により排出される多量のごみは収集しない。（多量のごみとは、概ね１回の排出時に１５kgを超える程度とする。）

また、少量の事業系ごみについては、事業主の生活系ごみと併せて排出され、質的、量的に一般家庭から排出される程度のもので、ごみステーションの周辺環境に悪影響を及ぼさない範囲であれば収集する。

家庭系ごみの排出日は、地域ごとに定められた収集日当日とし、午前８時までに決められた場所に出す。これらは、基本的な排出方法を明示しており、管理者が定めるなどこれによらない場合がある。

なお、金属類と電気製品類の回収は毎月第１日曜日（１・２月を除く）の拠点回収で実施している。

表－４ 収集形態

ごみの種別	収集形態	注意事項
燃やせるごみ	指定袋（白色不透明）	剪定くず等は長さ５０cm太さ直径５cmまで、１袋５kgまでとし、１回に３袋までとする。 衣類は１m以内に切断し金属類を取り外す。 生ごみはよく水切りをする。
燃やせないごみ	一般の袋（無色透明）	ホース、ロープ、リボンは１m以内に切断する。 ガラス、陶磁器類、包丁などは新聞紙等に包み「危険物」と書く。
粗大製品	集積所で３種類に分別 （木製品類、寝具・畳・カーペット類、その他）	長さ １．８m以下 重さ ４０kg 以内 大きさ １m ³ 以内
プラスチック製 容器包装ごみ	指定袋（赤色半透明）	汚れが少しついているものは、さっと水洗いする。 発砲スチロールは袋に入る程度の大きさに割る。
スプレー缶	コンテナ（赤）	中身を完全に使い切り、穴を開けずに出す。
有害物	コンテナ(赤・灰)	使い捨てライター、電子たばこも有害物
空きかん	カンメイト	汚れを落とし、不純物は取り除く。
空きびん	コンテナ（黄、茶、水色）	
ペットボトル	ペットメイト	

表－５ ごみ種別収集方法

定期収集は、指定日に指定ごみステーションに出される分別されたごみで組合が無料で収集する。

また、直接搬入は、排出者が処理施設に直接搬入するごみで有料処理する。

なお、許可収集は、許可業者が事業者及び個人との契約により有料で収集する。

有料の場合の処理手数料の額は、条例の定めによる。

組合のごみ受入れ時間は、平日 午前８時３０分から午後５時 とする。ただし、第２清掃センター粗大ごみ処理施設においては、毎月第２日曜日に一般家庭ごみの休日受入れを実施する。

ごみの種類		定期収集	許可収集	直接搬入	拠点回収
家庭系ごみ	燃やせるごみ	○	○	○	×
	燃やせないごみ	○	○	○	×
	直接埋立ごみ	×	○	○	×
	粗大製品	○	○	○	×
	有害物	○	○	○	×
	プラスチック製容器包装ごみ	○	○	○	×
	空きかん ^１	○	○	○	○
	空きびん	○	○	○	×
	ペットボトル	○	○	○	○
	金属類・小型家電 ^{１ ２}	×	○	○	○
事業系ごみ ^{１ ３}	燃やせるごみ	×	○	○	
	燃やせないごみ	×	○	○	
	直接埋立ごみ	×	×	×	
	粗大製品	×	○	○	
	有害物	×	○	○	
	プラスチック製容器包装ごみ	×	○	○	
	空きかん	×	○	○	
	空きびん	×	○	○	
	ペットボトル	×	○	○	
	金属類・小型家電	×	○	○	

原則として、月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時までの時間帯以外には、廃棄物を第１清掃センターに持ち込まない。ただし、申立人らは、定期収集車が道路事情のため午後５時を若干過ぎる場合があることは容認する。

【令和元年７月２４日調停調書２－（５）】

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
時間帯以外の持ち込み	実施	実施	実施予定

（５）ごみステーション

ごみステーションの設置基準は下記のとおりとし、円滑かつ効率的に家庭ごみを収集する。

ごみの種別	設置基準 ¹⁴
燃やせるごみ	約 20 世帯に 1 か所
燃やせないごみ プラスチック製容器包装ごみ	約 20 世帯に 1 か所
空きかん、空きびん、ペットボトル スプレー缶、有害物	約 50 世帯に 1 か所
粗大製品	1 町内に 1 か所

（６）収集運搬の委託・許可及び処分の許可

収集運搬・処分は、委託によるほかは、許可業者が行う。

新規の業の許可については、管内のごみの適切な処理が継続的かつ安定的に実施できるよう、ごみの排出量の状況、リサイクル促進等を考慮して適正に判断する。

収集運搬業の許可については、現状の体制で円滑に収集運搬がなされていると判断されることから現体制を維持する。

①家庭系ごみは、下表により収集運搬する。

収集委託許可業者	収集区域	備考
(株)武生環境保全	越前市（一部）、南越前町南条地区	定期収集
(株)ダイエイ	越前市（一部）、南越前町今庄地区・河野地区、池田町	定期収集
協栄産業(株)	越前市今立地区	定期収集

②事業系ごみは、下表により収集運搬する。

許可業者	事業範囲	許可期限	備考
(株)武生環境保全	収集・運搬（事業系一般廃棄物）	R2. 03. 31	家電を含む ¹⁵
(株)ダイエイ	収集・運搬（事業系一般廃棄物）	R2. 03. 31	家電を含む
協栄産業(株)	収集・運搬（事業系一般廃棄物）	R2. 03. 31	家電を含む
(有)ホクエー産業	収集・運搬（事業系一般廃棄物）	R2. 03. 31	家電を含む
(有)南越クリーンシステム	収集・運搬（事業系一般廃棄物）	R3. 08. 31	家電を含む

許可業者数は令和 3 年 1 月 1 日現在

③その他（収集品目を限定した許可業者）

許可業者	事業範囲	許可期限	備考
(株)アイシー物流	収集・運搬（家電リサイクル製品のみ）	R2. 08. 25	
(有)ピーディ	収集・運搬（家電リサイクル製品のみ）	R2. 11. 20	
(株)ビコー	収集・運搬（家電リサイクル製品のみ）	R2. 07. 28	
矢部商店	収集・運搬（魚腸骨限定）	R2. 03. 31	
中西木材(株)	収集・運搬（木くず、臨時的な粗大製品等に限る）	R2. 12. 20	
(株)ミヨシ	収集・運搬（木くず）	R1. 09. 26	
ファイントラスト(有)	収集・運搬（臨時的な粗大製品等に限る）	R2. 03. 09	家電を含む
(公社) 越前市シルバー 人材センター	収集・運搬（臨時的な粗大製品等に限る）	R2. 10. 09	家電を含む
コパー(株)	収集・運搬（家電リサイクル製品のみ）	R3. 06. 26	
クリーンサービス光明	収集・運搬（動物の死体に限る）	R3. 03. 31	

④一般廃棄物の処分を業として許可した業者

許可業者	事業範囲	許可期限	備考
中西木材(株)	処分（木くず）	R2. 12. 20	
(株)ミヨシ	処分（木くず）	R1. 09. 26	
(株)武生環境保全	処分（木くず）	R3. 06. 30	
	処分（固形燃料用廃プラスチック）	R2. 07. 15	

許可業者数は令和3年1月1日現在

（７）収集・運搬のための施策

ごみ排出のルールが守られるよう適正排出の指導に努めるとともに、排出ルールが守られていないごみは収集しない取り残しなどの措置を行う。

（ア）収集業者の選定を適正に行い、効率的な収集運搬体制を確立する。

（イ）粗大製品の休日有料受入れを実施することにより、引越しなどの臨時的に大量に排出せざるを得ない利用者の利便性を確保するとともに、通常の無料収集日を利用する住民との区別化を図る。

（ウ）分別収集の徹底を図る。

(エ) 搬入道路以外の道路

ごみ収集を委託した事業者に対し、原則として、地元自治会へ報告した搬入路以外の道路を通行させない。

また、災害発生時などの緊急時に、所定の搬入路以外の道路を通行する場合は、地元自治会に対し、遅滞なく報告し、交通安全対策などを協議することとし、必要な条件を設定した上で、地元自治会の了解を得るように努める。

【令和元年 7 月 24 日調停調書 2－(6)】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所定の搬入路以外の道路を通行	実施	実施	実施予定

建設地の位置と運搬経路



※この位置図は国土地理院ウェブサイト 地図閲覧サービスの図を加工して作成しています。

図1 建設地位置図とごみ搬入経路

(才) 搬入経路の再検討

本組合は、上平吹橋の改修工事をふまえ、道路状況の変化及び沿線集落の意見などに基づき、北側の搬入経路を再検討する。【令和元年 7 月 2 4 日調停調書 2－(7)】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
北側の搬入経路を再検討	検討	検討	検討予定



(カ) 交通事故防止

関係機関と連携し、交通事故防止のため、施設周辺の搬入路について、消雪設備の増設、南条勤労者体育センター先交差点など交通量の多い地点への信号機の設置並びに道路の拡幅及び歩道整備などの対策に努める。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対策	要請	要請	要請予定

また、本組合は、交通事故を防止するため、ごみ収集事業者に対し、ごみ収集をする際は、登校時間帯（午前7時から午前8時）をできる限り避け、未就学児や児童の通行に細心の注意を払うなど安全運転の指導を徹底する。

【令和元年7月24日調停調書2-(8)】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登校時間帯を避ける	実施	実施	実施予定

(キ) ステッカーによる識別

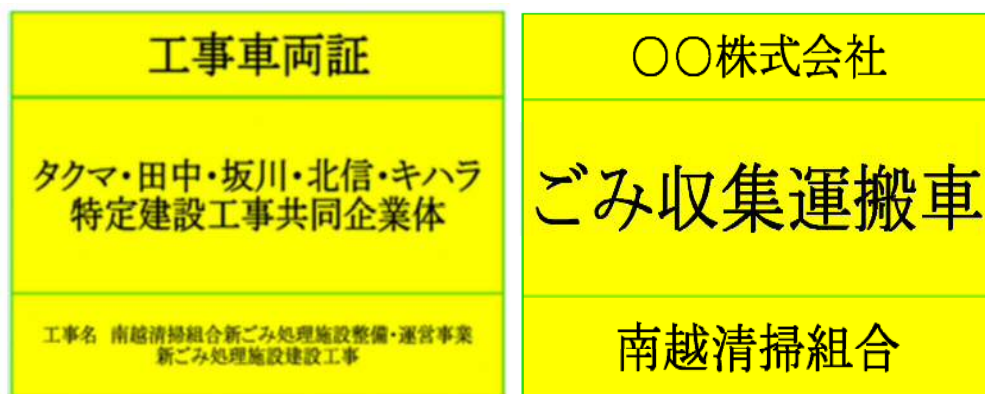
本組合は、第1清掃センターへごみを搬入できる収集事業者を、本組合が委託した特定の事業者に限定する。

本組合は、地元自治会の意見を聴いた上で、事業者へごみ収集を委託する際の遵守事項（法令順守、環境保全、交通安全など）を決定する。

本組合は、ごみ収集車にステッカーを貼付させるなど受託事業者の車両であることが住民にも確認できる方策を検討・実施する。

【令和元年7月24日調停調書2-(9)】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法令順守、ステッカー貼付	検討	検討	実施予定



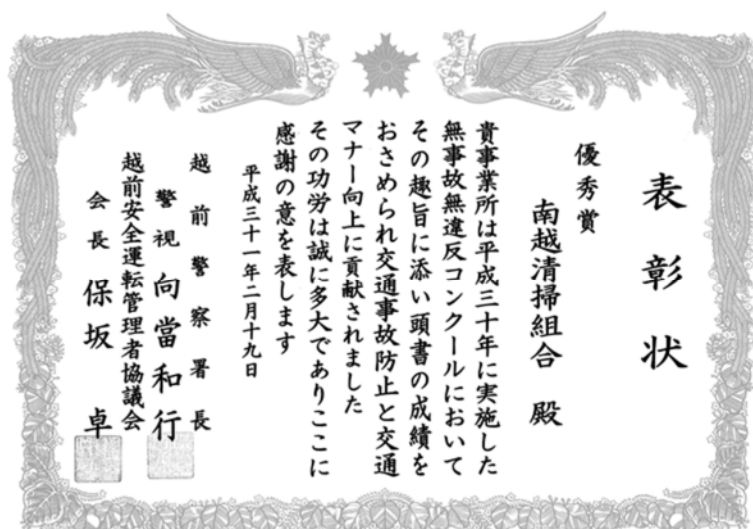
(タテ×ヨコ：30cm×42cm)

(タテ×ヨコ：30cm×42cm)

(ク) 無事故無違反コンクールの積極的な参加

収集運搬業者に対し、事業所別の無事故無違反コンクールの積極的な参加を推奨する。これにより、収集運搬業者がこぞって、交通安全意識の高揚と正しい交通ルール、交通マナーの実践により交通事故の防止を図る。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
無事故無違反コンクールの参加	実施	実施	実施予定



《参考》

南越前町では、南越前町第2次総合計画に基づき交通安全集落要望のある交通安全施設については、町の交通安全検討委員会において必要性や設置の適否を判断し、必要に応じて公安委員会や福井県へ要望している。



4 中間処理計画

(1) ごみの種類別の処理方法

ごみの種類	処理施設	処理方法
燃やせるごみ	ごみ焼却施設 (第1・2清掃センター)	焼却処理の後、焼却残渣は埋立処分する。
燃やせないごみ	粗大ごみ処理施設 (第2清掃センター)	破碎・選別の後、資源物は資源化、可燃物は焼却し、焼却残渣は埋立処分する。
粗大製品（可燃・不燃）		破碎・選別の後、資源物は資源化、可燃物は焼却し、焼却残渣は埋立処分する。一部再生品として住民に提供する。
有害物		破碎処理後密封し、資源化のため外部搬出する。
空きかん		選別・圧縮減容の工程を経て、資源化のため外部搬出する。
空きびん		色別に保管した後、資源化のため外部搬出する。

プラスチック製容器包装ごみ	プラスチック圧縮減容施設 (第2清掃センター)	選別・圧縮梱包の後、資源化のため外部搬出する。
ペットボトル		保管した後、資源化のため外部搬出する。
直接埋立ごみ		プラットホームで選別後、埋立処分する。
その他ごみ (廃タイヤ・バッテリー他)		処理困難物として受け入れし、一時保管後処理業者へ搬出する。

(2) 中間処理のための施策

- (ア) 施設の計画的な維持補修により、最適に管理し、また運転管理委託事業者の技術向上等により、中間処理における効率化、環境負荷の低減に努める。
- (イ) 適正処理困難物については、処理ルートの確保に努め、不法投棄の抑制を図る。
- (ウ) 燃やせないごみ・粗大製品の処理施設における機械選別による分別を徹底し、資源を取り出しリサイクル率の向上に努める。
- (エ) 粗大ごみ処理施設に搬入された電化製品を選別し、資源化することにより再生可能な資源化物の有効利用を促進する。
- (オ) 生活環境影響調査概要
- 第2清掃センターにおいて、公害防止協定に基づき騒音、振動、臭気について毎年測定を実施し、調査結果を公表する。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公表	実施	実施	実施	実施

(3) 中間処理量の推計

単位:t

区分		平成30年度実績	令和元年度見込	平成30年度比	令和2年度推計値	摘要
ごみ搬入量		28,818	27,785	-1,033	27,037	
中間処理量	焼却処理施設	23,774	22,782	-992	21,416	
	第1清掃センター	17,316	16,530	-786	15,647	
	第2清掃センター	4,118	3,931	-187	3,721	
	粗大製品等の可燃残渣	2,340	2,321	-19	2,048	
	粗大ごみ処理施設	4,660	4,623	-37	4,112	
	プラスチック圧縮減容処理	1,482	1,445	-37	1,340	
	あきかん選別圧縮処理	283	285	2	328	
	その他	962	973	11	978	
直接埋立量		0	1	1	2	

5 資源化計画

(1) 資源化のための施策

収集したごみをできる限り再資源化するため下記の事項に取り組む。

(ア) 施設に搬入されたごみの中から古紙類・段ボール等を選別し資源化する。

(イ) 収集された空きかん・びんを選別し、異物の除去を行い資源化する空きかん・びんの品質向上に努める。

(ウ) 粗大ごみ処理施設に搬入された廃棄物の中から利用可能なものを選別し、点検・清掃・補修を施すことにより廃棄物の再利用を促進する。

(エ) 粗大ごみ処理施設において処理が困難なスプレー缶を分別収集することにより資源化物としての品質を確保し資源化を促進する。

・剪定枝等の木質性廃棄物の搬入者に対して、管内の木質系廃棄物資源化事業者と協力し、木質性廃棄物の資源化を誘導する。

・粗大製品収集及び持ち込みごみの中から使用済み小型家電を選別回収し、小型家電製品に多く含まれるレア金属のリサイクルに取り組む。

(2) 集団回収量の推計

単位:t

種別 \ 年度	平成 30 年度実績	令和元年度見込	平成 30 年度比	令和 2 年度 推計値	適用
古紙	1,811	1,745	-66	2,516	
段ボール	518	497	-21	581	
古布	21	21	0	19	
空きかん	0.2	0.2	0	2	
リターナブルびん	0	0	0	0	
金属類	76	78	1	38	
小型家電	90	85	-5	24	
生ごみ(食Uターン)	69	72	3	71	池田町のみ
集団回収合計	2,585	2,497	-88	3,251	

(3) 資源化量の推計

単位:t

区分		平成 30 年度実績	令和元年度見込	平成 30 年度比	令和 2 年度 推計値	摘要
資源化総量		4,159	4,109	-49	3,849	
資源化処理	破砕選別金属	407	404	-3	359	
	圧縮かん	264	266	2	306	
	上記以外の金属類	44	44	1	45	
	プラスチック製容器包装	1,324	1,290	-33	1,197	圧縮梱包
	破砕プラスチック	1,047	1,039	-8	924	圧縮梱包
	空きびん	580	576	-5	512	手選別
	再生修復	7	8	1	7	手選別・修復
資源化委託	ペットボトル	221	222	2	256	資源化業者
	ビデオテープ	22	22	0	23	資源化業者
	小型家電	108	107	-1	95	資源化業者
	古紙類	98	93	-4	88	資源化業者
	その他（有害物、 タイヤ、バッテリー等）	37	37	0	37	資源化業者
集団回収		2,350	2,263	-87	3,190	
食リターン回収（池田町）		69	72	3	72	
金属類・小型家電		166	163	-3	63	資源化業者
リサイクル率（%） ¹⁶		21.47%	21.81%	0.34%	23.62%	【R2 目標値】 20%以上

6 最終処分計画

(1) 最終処分のための施策

- ・埋立処分場の適正管理により環境負荷の低減に努める。
- ・3Rの推進、中間処理の適正化により最終処分量の削減に努める。

(2) 生活環境影響調査概要

第2清掃センター最終処分場において、公害防止協定に基づき排水水質について毎年測定を実施し、調査結果を公表する。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公表	実施	実施	実施	実施

(2) 最終処分量の推計

単位:t

区分		平成 30 年度実績	令和元年度見込	平成 30 年度比	令和 2 年度 推計値	摘要
埋立処分量		3,405	3,286	-119	3,061	
残渣 内訳	焼却残渣	2,680	2,565	-115	2,409	
	第 1 清掃センター	1,813	1,730	-83	1,638	
	第 2 清掃センター	808	782	-26	722	
	し尿処理施設	59	53	-6	50	
	粗大ごみ処理施設残渣	634	629	-5	558	
	直接埋立	0	1	1	2	
	その他の残渣	91	91	0	92	
最終処分率 ¹⁷		11.81%	11.82%	0.01%	11.32%	【R2 目標値】 12%以下

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画対象

(人)

市町名	計画収集人口	し尿収集人口	浄化槽人口	集落排水人口	下水道人口
越前市	82,754	1,947	22,924	3,162	54,721
南越前町	10,599	149	538	5,778	4,134

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

①令和 2 年度収集運搬計画

搬入者	種類	収集運搬量(t)	合計(t)	比率	備考
許可業者 (3社)	し尿	2,200	21,200	10.4%	
	浄化槽汚泥	19,000		89.6%	集落排水含む

②令和元年度収集運搬体制

許可業者名	従事者数	運搬車両数	収集対象	収集回数
(株)ダイエイ	8人	バキューム車7台・その他7台	し尿 浄化槽汚泥	随時
(株)武生環境保全	4人	バキューム車4台・その他2台		随時
協栄産業(株)	3人	バキューム車5台		随時

③し尿処理施設

施設名	南越清掃組合 し尿処理施設
所在地	越前市北府一丁目3番20号
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	80k1／日（し尿35k1／日・浄化槽汚泥45k1／日）
稼働年月	平成5年12月
建築面積	1,295㎡
搬入	許可業者

④し尿及び浄化槽汚泥処理実績

年度	搬入量(㎥)		放流量(㎥)	脱水ケーキ量 (kg)	焼却残渣量(kg)
	生し尿	浄化槽			
平成22年度	3,760	18,527	27,345	877,600	99,900
平成23年度	3,513	20,678	28,535	967,200	109,360
平成24年度	3,308	19,573	26,629	854,700	103,640
平成25年度	3,007	20,190	25,639	858,800	97,230
平成26年度	2,736	21,670	26,889	829,900	100,080
平成27年度	2,482	22,618	27,053	833,900	97,850
平成28年度	2,254	21,665	26,203	850,700	85,150
平成29年度	2,333	19,815	24,431	708,200	62,340
平成30年度	2,257	20,247	25,013	674,700	58,960
令和元年度(見込)	2,200	19,540			
比率	10.12%	89.88%			

(3) し尿処理施設の整備計画

し尿処理場は、近年は浄化槽汚泥の処理割合が90%を占め、稼働当初のし尿処理場から、事実上、浄化槽の汚泥処理施設へと変化してきている現在、浄化槽汚泥を効率的に処理することが重要となっています。

8 環境保全

(1) 生活環境影響事後調査概要

営業開始の翌年度の令和4年度において、生活環境影響調査の事後調査を実施し、調査結果を公表する。
【令和元年7月24日調停調書3-(1)】

	平成26年度	令和3年度	令和4年度
公表	実施	準備	実施予定

運營業務実施計画書 7.1 生活環境影響調査の事後調査

(2) 生活環境影響調査の環境保全対策

(ア) 大気質の環境保全対策

- ・煙突排出ガスは、除去率の高い排出ガス設備を導入するとともに、機器の点検、整備・補修、排ガス（有害物質）や燃焼温度の測定を適正に実施し、性能を維持します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
設備導入・維持	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (1) 大気質・土壌の環境保全対策

【資料編】資料番号1

- ・ごみの分別回収等によって処理対象物への不燃物（燃やせないごみ）の混入を減らす等、適切なごみの焼却に努めます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
適切なごみの焼却	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (1) 大気質・土壌の環境保全対策

【資料編】資料番号3

- ・収集運搬業者に対して、制限速度の遵守、アイドリングストップ、急発進・急加速をしない等の指導・要請を行い、廃棄物運搬車両等の走行による大気汚染物質の発生を抑制します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指導・要請	—	実施	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (1) 大気質・土壌の環境保全対策

【資料編】資料番号5

(イ) 騒音の環境保全対策

- ・騒音発生源は、全て建物内に収納し、必要に応じて内壁等に吸音材を設置し、外部への騒音を低減します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
騒音低減	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (2) 騒音・振動の環境保全対策

【資料編】資料番号6

- ・施設の建屋全体をコンパクトに納め、実行可能な範囲で建屋と敷地境界の距離を離すことによって、施設周辺への影響を低減します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設周辺影響低減	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策（2）騒音・振動の環境保全対策
【資料編】資料番号7

- ・設備機器の運転にあたっては、点検・整備を十分に行い、整備不良に伴って発生する不要な騒音を抑制します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不要な騒音抑制	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策（2）騒音・振動の環境保全対策
【資料編】資料番号8

- ・収集運搬業者に対して、制限速度の遵守、アイドリングストップ、急発進・急加速をしない等の指導・要請を行い、廃棄物運搬車両等の走行による騒音発生を抑制します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
騒音発生抑制（大気質に同じ）	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策（2）騒音・振動の環境保全対策
【資料編】資料番号5

（ウ）振動の環境保全対策

- ・設備機器の運転にあたっては、点検・整備を十分に行い、整備不良に伴って発生する不要な振動を抑制します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不要な振動を抑制	実施	実施	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策（2）騒音・振動の環境保全対策
【資料編】資料番号9

- ・収集運搬業者に対して、制限速度の遵守、アイドリングストップ、急発進・急加速をしない等の指導・要請を行い、廃棄物運搬車両等の走行による振動発生を抑制します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不要な振動を抑制	実施	実施	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策（2）騒音・振動の環境保全対策

【資料編】資料番号 5

(エ) 悪臭の環境保全対策

・ごみピット上部に押込送風機吸引口を設け、ごみピット周辺の建屋の空気を燃焼用空気として利用し燃焼脱臭を行います。また、ごみピットやプラットホームでは、消臭剤噴霧による臭気対策を図ります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
消臭剤噴霧による臭気対策	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (3) 悪臭の環境保全対策

【資料編】資料番号 1 1

・1 炉停止時及び全炉停止時には、活性炭吸着方式の脱臭処理装置により処理をした排気を放出します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理をした排気放出	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (3) 悪臭の環境保全対策

【資料編】資料番号 1 2

・プラットホーム車両出入口にはシャッター扉等を設け、扉の開閉は車両感知による自動開閉とし、車両の出入り時以外は外部との遮断を図ります。また、出入口にはエアカーテンを設け、扉の開閉に合わせた自動運転を行い、開扉の際の建物外への臭気の漏洩防止を図ります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
臭気の漏洩防止	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (3) 悪臭の環境保全対策

【資料編】資料番号 1 3

・廃棄物運搬車両等からの臭気についても、収集運搬事業者に各事業所での洗車を徹底させるとともに、本施設においても洗車設備を設けて洗車を励行することで低減に努めます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
臭気低減	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (3) 悪臭の環境保全対策

【資料編】資料番号 1 4

(オ) 水質の環境保全対策

・施設の稼働に伴うプラント排水（洗浄水、洗車排水、焼却灰冷却水、ボイラー排水等）は、排水処理設備で適正に処理後、減温塔の噴霧水として施設内で再利用し、施設外へ放流を行わないクロ

ーズドシステムとします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
クローズドシステム	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (4) 水質の環境保全

【資料編】資料番号15

・ごみピット内の汚水は、ごみピットの底部に設けたごみピット汚水槽に集水・貯留し、ろ過処理後に炉内に噴霧して、適切に処理します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
汚水の適切処理	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (4) 水質の環境保全

【資料編】資料番号16

・施設内で発生する生活排水（トイレ、洗面、流し等の利用に伴う排水）は、浄化槽で処理後、公共用水域へ放流します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活排水処理	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (4) 水質の環境保全

【資料編】資料番号18

(カ) 土壌の環境保全対策

・排ガスの処理について、吸着除去法（活性炭吹込み式）による排ガス中のダイオキシン類の除去設備やろ過式集じん器（バグフィルター）の設置によりダイオキシン類やばいじん等を捕集します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
排ガスの処理	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (1) 大気質・土壌の環境保全対策

【資料編】資料番号2

・焼却処理における燃焼温度等の適正な管理を行いダイオキシン類等の発生を抑制します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ダイオキシン類等の発生を抑制	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策 (1) 大気質・土壌の環境保全対策

【資料編】資料番号4

(キ) 景観の環境保全対策

- ・施設高さは可能な限り低く抑え、煙突と建屋を一体化して景観に配慮した形状とします。
- ・周辺景観に配慮し、敷地境界付近には樹木を配置する等の植栽を行います。
- ・施設の色彩は周辺環境との調和を図ります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
景観の環境保全	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策（5）景観・日照障害の環境保全

【資料編】資料番号19、21、22

（ク）日照障害の環境保全対策

- ・施設配置は周辺の農地を考慮したものとし、また、施設高さは可能な限り低く抑えます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
日照障害の環境保全	設計	施工	実施予定	実施予定

運營業務実施計画書 6.1 環境保全対策（5）景観・日照障害の環境保全

【資料編】資料番号20

9 監視

(1) 排ガスの常時監視

第1清掃センターの排ガスについて、別紙のとおり、本組合単独で又は南越前町の協力を得て測定し、常時、公表する。

【令和元年7月24日調停調書3-(2)】

運營業務実施計画書 4.2 環境測定実施結果

○大気関係

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
排ガスの測定、常時公表	—	実施予定	実施予定

○ダイオキシン類関係

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
排ガスの測定、公表	—	実施予定	実施予定

○騒音・振動

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
騒音・振動、公表	—	実施予定	実施予定

○施設周辺土壌ダイオキシン類関係

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設周辺土壌ダイオキシン類の測定、公表	—	実施予定	実施予定

○臭気指数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
悪臭の測定、公表	—	実施予定	実施予定

(2) 排ガスの常時監視（改正大気汚染防止法）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水銀	調査	検討	実施予定	実施予定

【令和元年7月24日調停調書3-(2)別紙】

運營業務実施計画書 4.2 環境測定実施結果

(3) 排ガス測定の公表等

第1清掃センターの排ガスについて、別紙のとおり、本組合単独で又は南越前町の協力を得て測定し、常時、公表する。

【令和元年7月24日調停調書3-(2)】

運營業務実施計画書 4.1 環境測定管理

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
常時公表	調査	計画	実施予定	実施予定

公表方法については、南越前町及び地元自治会の意見を尊重することとし、申立人らから要望のあった公民館など公共施設への表示機器の設置を検討・実施する。

【令和元年 7 月 24 日調停調書 3－(2)】

運營業務実施計画書 4.1 環境測定管理

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
検討・実施	調査	計画	計画	実施予定

ダイオキシン類長期自動採取装置 AME S A II 又はこれと同種同等の装置について、経済的合理性、技術性能、信頼性の向上など事情の変更によって導入することが合理性を有するに至った場合、又は、上記測定の結果、異常値が出る等して AME S A II 等の導入の必要性が高まった場合は、AME S A II 等の導入を前向きに検討する。

【令和元年 7 月 24 日調停調書 3－(2)】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
前向きに検討	調査	検討	検討予定	実施予定

(4) 排ガスの常時監視と公民館への設置を検討

第 1 清掃センターの排ガスについて、別紙のとおり、本組合単独で又は南越前町の協力を得て測定し、常時、公表する。

公表方法については、南越前町及び地元自治会の意見を尊重することとし、申立人らから要望のあった公民館など公共施設への表示機器の設置を検討・実施する。

【令和元年 7 月 24 日調停調書 3－(2)】

運營業務実施計画書 4.1 環境測定管理

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
常時、公表	調査	検討	検討	実施予定

(5) 土中ダイオキシンの定時監視

毎年、生活環境影響調査で算出された最大濃度着地点付近において、地元住民に立会いの機会を与えた上、土中のダイオキシン濃度を測定し、公表する。

【令和元年 7 月 24 日調停調書 3－(3)】

運營業務実施計画書 4.2 環境測定実施結果

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
土中のダイオキシン濃度測定	調査	計画	実施予定	実施予定

(6) 大気質の定時監視の検討

施設周辺において、定期的到大気質を測定できる方策を検討・実施する。なお、上記測定は、地元住民に立会いの機会を与えた上、その結果を公表する。

【令和元年 7 月 24 日調停調書 3－(4)】

運營業務実施計画書 4.2 環境測定実施結果

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定期的な大気質を測定	調査	計画	実施予定	実施予定

（７）展開検査などへの立会い

施設内に、地元住民が施設及び作業を監視できる場所を設置・管理し（費用負担は本組合）、地元住民に、随時、ごみ展開検査に立ち会い又は中央制御室を監視する機会を与える。

【令和元年7月24日調停調書3－（5）】

運營業務実施計画書 3.6 地元住民による展開検査等立会い及び監視について

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
展開検査などへの立会い	調査	計画	実施予定	実施予定

（８）放射能の測定と地元住民の立会い

プラットホーム内のダンピングボックスにおけるごみ展開検査において、不定期に、放射性物質を施設に搬入しないよう計測できる機器（手持ちの計測器で可）を使用し、異常があれば、速やかに公表する。

また、地元住民にごみ展開検査に立ち会う機会を与えた場合、上記機器の使用も許可する。

【令和元年7月24日調停調書3－（6）】

運營業務実施計画書 3.5 搬入禁止物の混入防止対策

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
放射能の測定と地元住民立会い	調査	計画	実施予定	実施予定

10 運営

(1) 安全対策要綱等

具体的な安全対策の内容を盛り込んだ要綱を作成し、公表する。また、警報発令計画及び避難計画などについては、南越前町及び地元自治会と十分に協議する。

【令和元年7月24日調停調書2-(10)】

運営業務実施計画書 5.2 安全対策要綱の作成

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
安全対策要綱等	調査	検討	実施予定

(2) マネジメント認証 (KES マネジメント)

プラント建設はもとより、その後の維持管理においても、受注業者に対し、最新のマネジメント認証 (ISO9001, ISO14001 など) を受け、これに準拠したマネジメントシステムを構築し、これに基づいて第1清掃センターを運営・維持・管理するとともに、所要の審査を受けることを義務付ける。

【令和元年7月24日調停調書2-(11)】

運営業務実施計画書 5.3 マネジメント認証

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
マネジメント認証	実施	実施	実施予定

(3) 運営形態の変更と地元自治会との協議

第1清掃センターの運営形態を変更しようとする場合、地元自治会に対し、事前に変更内容を報告し、施設管理の在り方について協議することとし、地元自治会の了解を得るように努める。

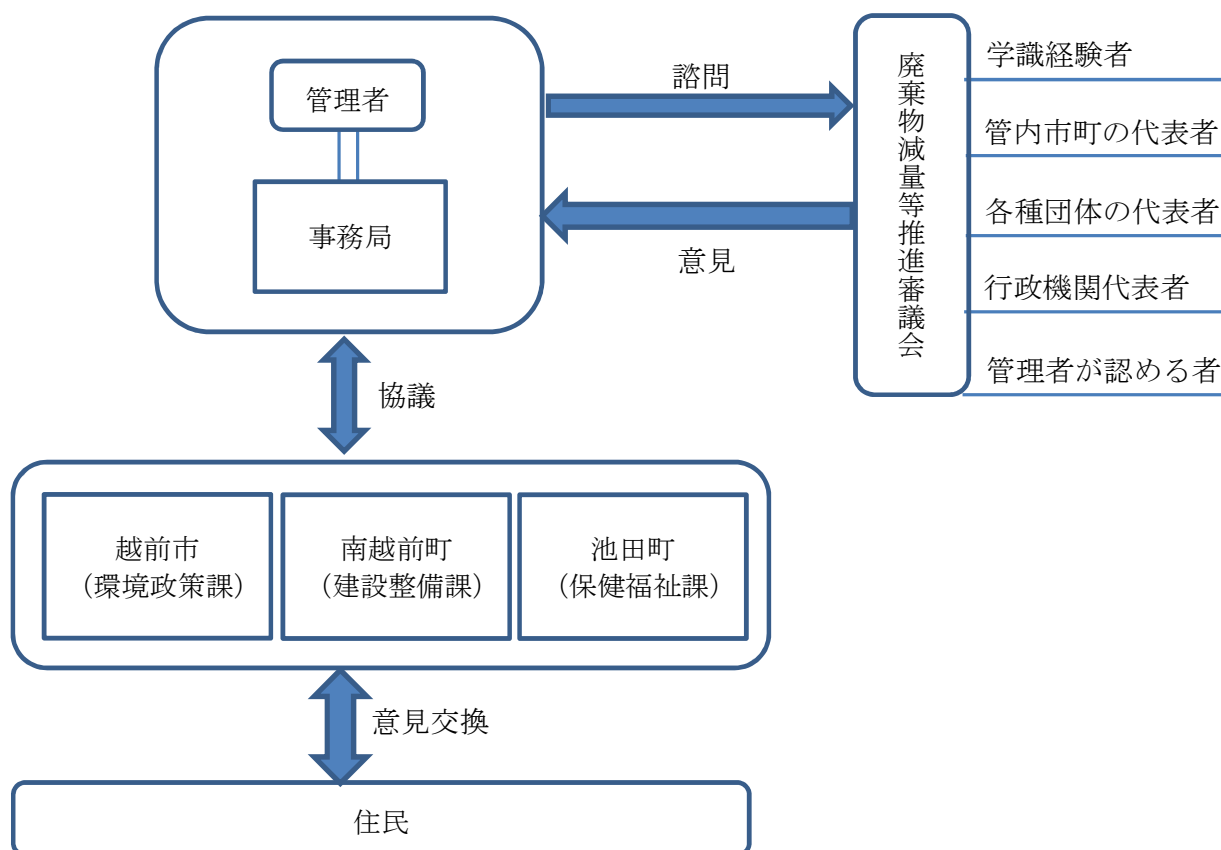
【令和元年7月24日調停調書2-(12)】

運営業務実施計画書 2.2 業務実施体制の報告

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
運営形態の変更	調査	検討	実施予定

1 1 計画の策定体制

本計画の策定体制とそれぞれの役割について、下図に示す。



第1清掃センターに関し、地元自治会との間で、定期的に協議会を開催し、施設の運営などに関する報告・意見交換などを行う。

また地元住民から、第1清掃センターに関し、問合せや意見が寄せられた場合も、これに誠実に対応することとし、希望がある場合、施設運営に支障のない範囲で、地元住民との意見交換の場所として施設内の会議室を無償提供し、意見交換の内容について取材、公開及び報道を妨げない。

【令和元年7月24日調停調書4－(1)】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
意見交換	実施	実施	実施予定

1 2 運營業務の実施について

新処理施設の施設整備および運営は、DBO方式（公設民営）を採用しており、委託の内容は下記のとおりとなっております。これらの運營業務につきましては、別紙「運營業務実施計画書」により、行っております。

項目		業務内容
委託範囲	整備段階	・施設設計施工、関連整備、官公署などへの申請など
	運営段階	・適正運転、運転員への教育訓練など
		・用役の確保など
		・点検／検査、補修／修繕、消耗品／予備品の調達など
		・発電 ※売電に伴う契約、収入管理は組合が実施 ・構内利用（給湯等）など
		・副生成物（焼却灰、飛灰）及び資源（金属類）の引渡しなど
		・施設見学支援、環境教育支援、情報発信支援など
		・清掃、安全管理、警備など ・本施設の整備、運営に関するデータを管理
	地元貢献	・地元雇用、地元企業の活用（資材購入、施設修繕）など
	運営事業終了時の引継	・必要な情報提供、運転指導など
リスク分担		組合と民間事業者で分担
機器修繕		運営期間を通じて建設時の機器性能を担保 ※ 施設の長寿命化を見据えて修繕計画を策定
売電のインセンティブ		計画以上の売電収入があった場合はその一部を運営事業者に還元

国の地球温暖化対策計画では、廃棄物発電のエネルギー回収等の更なる推進について規定され、新ごみ処理施設の発電効率についても１６％（２炉運転時：基準ごみ）を目標とし、高効率発電システムと操炉計画の最適化により買電ゼロを目指しています。

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
発電効率の目標値１６％	—	—	維持

１３ 改訂履歴

版数	改訂版発行日	改訂内容
１	令和元年７月３１日	素案
１	令和２年２月１８日	案
１	令和２年３月２６日	案 廃棄物減量等推進審議会
１	令和２年４月 １日	

脚注

- ¹ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項
市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。
- ² 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第八条
市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない。
- ³ 第2清掃センター焼却施設煙突の解体撤去も含む。
- ⁴ 令和2年度推計値は、1人1日当り「家庭系」ごみ排出量（原単位）に推計人口を乗じ、現状のごみ排出トレンドで割り振り推計した。 【出典：一般廃棄物処理基本計画 平成28年3月】
- ⁵ 家庭系ごみには、池田町の「食Uターン事業」に伴う生ごみ分別収集も含む。
- ⁶ 家庭系ごみ……ごみステーションに排出されたごみ
- ⁷ 事業系ごみ……処理施設に直接搬入されたごみ及び許可業者により搬入されたごみ
- ⁸ その他有価物の主体となる構成市町については、独自の回収システムにより小型家電製品を回収し、処理業者等へ引渡す。
- ⁹ 適正処理困難物、収集はしないが、第2清掃センター直接搬入の場合は別料金を徴収し受け入れ、処理業者等へ引渡す。
- ¹⁰ 資源物とは、空きかん、空きびん、ペットボトル、スプレーかん等をいう。 有害物とは、乾電池、蛍光灯、体温計、ライター、電子たばこ等をいう。
- ¹¹ エコステーション（町事業）
こってコテいけだ前にペットボトルとカンを回収する機器を設置。10本入れると町内で使用できる10円券が発行される。
- ¹² 構成市町の独自方式により実施。
- ¹³ 一般家庭から排出される廃棄物の排出性状と同様で少量の物に限り受け入れる。
- ¹⁴ 設置基準は「南越清掃組合ごみステーション設置及び管理要綱」による
- ¹⁵ 家電を含むは、家電リサイクル品の許可も含まれていることをいう。
- ¹⁶ 再資源化率（％）は、総資源化量を総排出量で除して算出する。（＝リサイクル率）
$$\text{再資源化率（％）} = \left(\left(\text{集団回収量} \right) + \left(\text{処理後再生利用量} \right) + \left(\text{直接資源化量} \right) \right) \times 100 / \left(\left(\text{排出量} \right) + \left(\text{集団回収量} \right) \right)$$
 【出典：一般廃棄物処理基本計画 平成28年3月】
- ¹⁷ 最終処分率とは、集団回収量を除く排出量のうち、最終処分量が占める割合のことをいう。
$$\text{最終処分率（％）} = \left(\text{最終処分量} \right) \times 100 / \left(\text{排出量} \right)$$
 【出典：一般廃棄物処理基本計画 平成28年3月】